

特定非営利活動法人いろり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いろりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会との関わりにおいて精神的に苦しんでいる全ての人々に対して、悩み相談、精神的な扶助に関する事業を行い、すべての人の生き生きとした自分らしい社会活動への参画に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会との関わりにおいて精神的に苦しんでいる全ての人々に対する悩み相談事業
 - ② 居場所を求めている人に対するシェアハウス運営事業
 - ③ 住宅セーフティネット法による居住支援事業、住宅紹介事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の過半数以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第47条 第44条に規定した総会の議決を経た事業計画書及び活動報告書の変更は、理事会の議決を経て行うことが出来る。ただし、変更された内容に関して、理事長はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決を経て、類似の目的をもつ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木本一颯
副理事長	岩淵良平
理事	太刀川友理
監事	金子祐樹
⋮	
⋮	
⋮	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2021 年 3 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|-------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 5000 円 |
| | 会 費 | 3000 円（1 年間分） |
| (2) 賛助会員 | 個人 一口 | 2000 円 |
| | 法人 一口 | 2000 円 |

2024年度の事業計画書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 いろり

1 事業実施の方針

- ・悩み相談について、ひきこもりや人生についての相談を受ける。訪問も視野に入れる。
- ・シェアハウス住民への、仕事紹介、悩み相談などのサービスの拡充。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、SNSでの告知を行う。
- ・住民たちの生活の様子や、住んで良かったことなど、利用者目線での発信も行う。
- ・生活支援事業も規模を広げる。住民が経済的に困った際の雇用機会の獲得を目指す。
- ・学校、町内会のような地域との交流機会と、その中での住民の活躍機会の獲得を目指す。
- ・経理に関してミスの出ないように、基本的に週に一回は経理作業を行う。
- ・助成金や寄付の獲得に積極的に動く。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 社会との関わりにおいて精神的に苦しんでいる全ての人々に対する悩み相談事業	Web 媒体を使い、精神的な内容に関する悩みを募集しその解決に当たる。	(A) 随時 (B) 事務所、およびLINE 上。 (C) 4 名	(D) 悩みを抱えた市民 (E) 不特定多数	0

① 社会との関わりにおいて精神的に苦しんでいる全ての人々に対する悩み相談事業	相談者と直接面会し、より細やかな状況把握と、問題の解決、精神的苦痛の緩和にあたる。また、当事者同士での交流も行い、孤独感の緩和をはかる。	(A) 2024 年 (B) 8 月、2024 年 3 月 (B) Niji カフェ (C) 4 名	(D) 開催地に來れる方で、悩みを抱えている方やその保護者。 (E) 4～8 人	1 0
② 居場所を求めている人に対するシェアハウス運営事業	安心して住める住居空間を提供する。また、仕事探しや生活のことでの困りごとをサポートする。住民同士、地域の人たちとの交流もうながし、コミュニティの中で安心感の獲得を目指す。	(A) 随時 (B) いろいろ亭 - 紅葉-MOMIJI、(龍ヶ崎市姫宮町 1 0 6)、いろいろ亭 - 太陽 - TAIYO (つくば市高見原 3 - 3 - 5 0)、いろいろ亭 - 和 - WA (つくば市自由が丘 401 - 32)、いろいろ亭 - 風-KAZE (つくば市高見原 4-4-7)、いろいろ亭 - 本部 - (つくば市高見原 4-4-6)、いろいろ亭 - 月 - TSUKI (土浦市乙戸南 1 - 2 4 - 2 2) いろいろ亭 - 風-NAGI (埼玉県川越市南大塚 1-4-21) (C) 3 名	(D) 居場所がなく困っている人々 (E) 各シェアハウスの受け入れられる定員数	6 1 0 0
③ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	近隣の、主に高齢の方の生活支援を行う。具体的にはゴミ捨て、草刈り、清掃などを想定。	(A) 随時 (B) 依頼者指定 (C) 3 名	(D) シェアハウス近隣市民 (E) 不特定多数	1 2 0

特定非営利活動法人 いろり【シェアハウス事業部：住居確保支援】

2025年度事業計画書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1. 事業実施の方針

2025年度は、今まで行ってきた事業を統合的に執り行う居住支援・住宅紹介事業を開始し、
その中でシェアハウス運営事業・お悩み相談事業・生活支援事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 居住支援・住宅紹介事業

事業名（定款に記載した事業）	事業内容	(A)実施 予定 日時	(B)実施予 定 場 所	(C)従事 者 の 予 定 人 数	(D)受益 対象者 の範囲 (E)予定 人数	事業費 の予算 額 (千円)
② 居場所を 求めている 人に対する シェアハウス 運営事業	現行しているシェアハウス郡「いろり亭」の運営。主に住民の新規受入れや物件の管理、住民同士の摩擦の解消。 短期、緊急性のある方に対して宿泊場所・食事・衣類その他日常生活を営むのに必要な物資を貸与・提供、日常生活の見守り。	(A) 通年	(B) いろり亭紅葉MOMIJI（龍ヶ崎市姫宮町106） いろり亭太陽TAIYO（つくば市高見原3-3-50） いろり亭和WA（つくば市自由が丘401-32） いろり亭風KAZE（つくば市高見原4-4-7） いろり亭本部（つくば市高見原4-4-6） いろり亭月TSUKI（土浦市乙戸南1-24-22） いろり亭風NAGI（埼玉県川越市南大塚1-4-21）	(C) 3人	(D)茨城県内を中心とする日本全国 (E)不特定多数	5940

① 社会との 関わりに おいて精 神的に苦 しんでい る全ての 人々に対 する悩み 相談事業	住まいや生活に関する相談窓口の常設、住 まいの情報提供及び公的機関への手続き援 助・代行・関係者との情報共有、物件探し や賃貸借契約の手続き支援。オンラインで もオフラインでも実施する。住宅への内覧 調整、同行・立ち会い。住民に対しては、 心身を安定させ、社会復帰を実現に向けた 日常生活支援、社会制度利用計画の相談。	(A) 通年	(B) 事務所 及びLINE等	(C) 3人	(D) 茨城 県内を 中心と する日 本全国 (E) 150	50
③ 住宅セ ーフテ ィネッ ト法に よる居 住支援 事業、 住宅紹 介事業	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、 高齢者、障害者、子供を養育する者、その 他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民 間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るた め、住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅へ の入居に係る住宅情報の提供・相談、見守 りなどの生活支援等を実施する。	(A) 通年	(B) 事務所及び 法人の管理 施設	(C) 3人	(D) 茨城 県内を 中心と する日 本全国 (E) 80	140
④ その他こ の法人の 目的を達 成するた めに必要 な事業	生活支援事業として、シェアハウスが存在 する地域が抱えるお困りごと（例：草刈りな ど）に対応する。 また、利用者及び会員が連携し、出来る事 を持ち寄りプロジェクトを実施し地域に貢 献する。スキルトレーニングと成功体験（実 務）を積む。住民の生活上への困りごとの支 援も行う。	(A) 通年	(B) 近隣住民	(C) 2人	(D) つくば 市を中 心とし た茨城 県 県南地 域 (E) 不特 定多数	100

2024事業年度 活動予算書
2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人いりり
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	51000		
賛助会員受取会費			
受取入会金	10000		
受取会費計		61000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400000		
受取寄附金計		400000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500000		
受取助成金等計		500000	
4. 事業収益			
悩み相談事業	10000		10000
シェアハウス事業収益	9000000		9000000
生活支援事業	200000		200000
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	50000		50000
経常収益計			10221000
II 経常費用			
1. 事業経費			
(1) 人件費	0		0
人件費計			
(2) その他経費			
事業委託費	250000		
会議費	50000		
旅費交通費	30000		
通信運搬費	400000		
消耗品費	900000		
修繕費	200000		
水道光熱費	2900000		
地代家賃	1500000		
保険料	200000		
諸会費	2000		
支払手数料	1000		
支払寄付金	30000		
雑費	50000		
その他経費計		6513000	
事業費計		6513000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	1800000		
法定福利費	216000		
福利厚生費	90000		
人件費計		2106000	
(2) その他経費			
会議費	10000		
旅費交通費	300000		
車両費	200000		
通信運搬費	20000		
消耗品費	60000		
水道光熱費	30000		
広告宣伝費	50000		
接待交際費	150000		
保険料	220000		
支払手数料	10000		
雑費	30000		
その他経費計		1080000	
管理費計		3186000	
経常費用計			9699000
当期経常増減額		0	
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			522000
前期繰越正味財産額			923409
次期繰越正味財産額			1445409

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を
含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」
に区分して表示することが望ましい(表示例はP61の様式例を参照)。

2025事業年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人いろり
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	36000		
賛助会員受取会費	120000		
受取入会金	10000		
受取会費計		166000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200000		
受取寄附金計		200000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	2000000		2000000
4. 事業収益			
悩み相談事業	120000		120000
シェアハウス事業収益	9000000		9000000
生活支援事業	200000		200000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	50000		50000
経常収益計			11736000
II 経常費用			
1. 事業経費			
事業委託費	100000		
通信運搬費	450000		
人件費	120000		
消耗品費	970000		
修繕費	200000		
水道光熱費	2600000		
地代家賃	1400000		
諸会費	200000		
支払手数料	10000		
支払寄付金	30000		
雑費	150000		
事業費計		6230000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	2160000		
法定福利費	600000		
福利厚生費	20000		
人件費計		2780000	
(2) その他経費			
会議費	50000		
旅費交通費	250000		
車両費	300000		
通信運搬費	20000		
消耗品費	80000		
水道光熱費	30000		
広告宣伝費	50000		
接待交際費	200000		
保険料	220000		
支払手数料	10000		
租税公課	20000		
諸会費	40000		
雑費	30000		
その他経費計		1300000	
管理費計		4080000	
経常費用計			10310000
当期経常増減額		0	1426000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			1426000
前期繰越正味財産額			1445409
次期繰越正味財産額			2871409

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP61の様式例を参照)。